

# お知らせ「小国町の商工業等活性化事業」

本年度も下記のとおり商工業等活性化事業が実施されます。

## 「小国町創業支援事業」

小国町で商工業を創業（総創業資金 100 万円以上）する場合に補助を行う。要件としては、1年以上の開業と申告を行うこと。小国町に住民票を移し、生活の拠点となること。

1. 補助内容 総創業資金が 100 万円以上 200 万円未満は 10 万円を補助  
総創業資金が 200 万円以上 300 万円未満は 20 万円を補助  
総創業資金が 300 万円以上 400 万円未満は 30 万円を補助  
総創業資金が 400 万円以上 500 万円未満は 40 万円を補助  
総創業資金が 500 万円以上は一律 50 万円を補助
2. 必要書類 申請書・収支予算書・事業計画書・店舗資料・位置図・平面図  
写真・個人情報の提供に関する同意書・誓約書  
※申請書・同意書・誓約書は小国町商工会窓口にあります。
3. 募集締切 上半期：2019 年 9 月 6 日（金）・下半期：2020 年 2 月 7 日（金）

## 「小国町商工業振興対策設備資金利子補給」

1. 対象者 町内に 1 年以上在住して独立して商工業を営む個人または法人
2. 対象資金 事業場及び店舗施設の拡充、新設又は機械器具、車輛（普通乗用車不可）等の新規購入に要するもの。（車輛は、前後左右に会社名・電話番号がペイントされていること。）
3. 内容 補給の対象となる融資最高限度額は 500 万円で利子補給率は年 2% 以内  
補給の期間は 5 年間を限度
4. 必要書類 申込書・契約書・借入時の返済表の写し・設備代金見積書写し  
設備代金領収証写し・資金使途の証明できる書類（写真や謄本など）
5. 募集締切 上半期：2019 年 9 月 6 日（金）・下半期：2020 年 2 月 7 日（金）

「空き家対策事業補助金」及び「設備資金利子補給」については単年度申請となっておりますので、昨年度の受給事業所で継続される事業所は必ず期限内に申請を行ってください。

（注意：空き家対策事業補助金の新規募集は行っておりません。）

～お問い合わせ先～ 小国町商工会  
住所：小国町宮原 1754-14、TEL：46-3621

申請を希望される方は小国町商工会にお問い合わせください。（必要書類の説明をいたします）